

「東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則の改正について（中間のまとめ）」への意見の内容と意見に対する
東京都自然環境保全審議会の考え方

中間のまとめの 記述箇所	意見	審議会の考え方（案）	答申案 への反映
<p>第3 主な改正事項の内容 2 緑地等管理計画書等の改正 【P6 工事完了後原則1年後に行う、緑地等の管理状況報告に、切土・盛土の状況報告も追加】</p>	<p>左記の記載が追加されるようですが、現地を確認し写真撮影による目視管理程度の状況報告を検討していますか？ または、水準測量による高さの管理や、平面的な管理として、仮杭等を座標管理して動きを観測する、その他、計器を設置したデータ観測等どの程度の状況報告を予定されていますか？</p>	<p>「工事完了後原則1年後の切土・盛土の状況報告」については、緑地の植生基盤の状況確認という観点から、目視による確認と、状況写真等の提出による報告が中心になると考えます。 水準測量や仮杭等による定量的な観測については、当該緑地等の植生基盤となる切土・盛土の小段、法面等の安定性の確保のために有効であると事業者が判断した場合には、実施することが望ましいと考えます。</p>	○
<p>第3 主な改正事項の内容 1. 開発許可の基準の改正 (12)申請者の資力・信用 (13)工事施行者の能力 【P5-6 他法令との審査手続きの重複について】</p>	<p>条例改正により全ての開発行為で、申請者の資力・信用や、工事施行者の能力について審査を行うとのことですが、都市計画法の開発許可との手続きの重複が生じると思われますが、具体的な手続きの流れをお示してください。</p>	<p>1mを超える切土又は盛土が生じる開発行為については都市計画法第29条の開発許可と規則改正後の自然保護条例の開発許可の重複する項目があるものの、改正前と同様に、都市計画法第29条の開発許可の事前審査と並行して手続きが行われるべきものと考えます。</p>	—
<p>第3 主な改正事項の内容 1. 開発許可の基準の改正 (11)排水施設について 【P5 崖崩れや土砂等の流出の防止上支障がない場合には】</p>	<p>「崖崩れや土砂等の流出の防止上支障がない場合には」と記載されておりますが、関連法令に規定等が見当たりません。どのようなものが該当するのか、具体的にお示してください。</p>	<p>「崖崩れや土砂等の流出の防止上支障がない場合には」については、都市計画法施行規則第26条第2号に記載されています。 また、「崖崩れや土砂等の流出の防止上支障がない場合」とは、雨水は浸透管や浸透柵を設置し地下浸透させることが望ましいが、盛土や崖において雨水を浸透させると崩落や土砂流出を招くことから、そのような支障がない場合のことです。 具体的な内容については、開発許可の手引等に記載すべきと考えます。</p>	—

中間のまとめの 記述箇所	意見	審議会の考え方（案）	答申案 への反映
<p>第4 その他諮問事項に関する 本制度に対する意見 2 許可条件の見直し 【P 7 標準的な許可条件】</p>	<p>「標準的な許可条件」とは具体的にどのような ことを指すのでしょうか。該当する事例をお示 してください。</p>	<p>「標準的な許可条件」とは、条例第47条第4項の規定により、許可 条件として付すもののうち、全ての事業に対し共通で適用できる標準 的な条件のことで、事業者が工事中に遵守すべき事項等を記載してい ます。 「中間のまとめ」では、「標準的な許可条件」の中に、「残土の搬入 により長大法を形成する事業等においては、切土・盛土の出来形、施 工状況等を都に報告すること」等を追加するとともに、開発許可の手 引等に掲載することが望ましいとしています。</p>	<p>○</p>